

奈良県告示第百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年八月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	松田 譽	大和郡山市筒井町一三九二
〃	米山 隆雄	〃 一六一九
〃	奥田 幾雄	〃 二二九
〃	西本 勝治	〃 八二五
監事	西本 弘之	〃 一六〇〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	松井 勇	大和郡山市筒井町一三七八一二
〃	米田 尚史	〃 四五四一一
〃	灰藤 茂夫	〃 一五八八
〃	小柴 實	〃 一六七一五
監事	西本 勝治	〃 八二五